

●受入担当者制約事項テンプレート【暫定版】

○○所長/施設長○○様

次のとおり外国人受入を希望いたします。

外国人氏名：○○○○（or別表のとおりなど）

国籍：

受入期間（予定）：

受入身分：職員・共同利用研究者・招聘研究員など

受入担当者：○○○○

受入にあたり、責任を持って以下1.～9.の事項を実施することを誓約します。

つきましては、当該外国人の受入をお認めくださるようお願ひいたします。

本措置を適用して新規で外国人を入国させようとする場合、本テンプレートを用いて、記載事項に誓約するとともに、所長/施設長にメールで承認を得る。

所長/施設長からの返信メール部分までを含めて、査証担当部署に提出する。

【誓約事項】

1.入国者健康確認システム（ERFS）に、当該外国人の受入に関する情報を登録します。入力内容に変更が生じた場合には、入国前に確実に再登録を行います。

また、発行された受付済証を機構の査証申請担当部署へ回送し、査証申請手続を取ります。

2.当該外国人に、関連サイトや資料等により、入国の際の検査/待機措置/提出書類を含む、必要な情報を提供します。

3.当該外国人が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、次のとおり指示します。

①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること。

②可能な限り検査証明などの情報を入国前にMySOSに入力し、事前に審査を終えておくこと。

③Visit Japan Webサービス（検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること。

スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りて上記①～③を行うよう指示します。

また、スマートフォンの借上げに係る費用の負担は、当該外国人の旅費支給元の規定による旨を案内します。

4.当該外国人の待機施設を確保するとともに、当該外国人が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行います。

5.電話・メール等により、当該外国人の待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行います。

また、待機施設に待機していない等の誓約違反（入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反）の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、**所属長を通じて**機構の緊急事態等対策本部に速やかに連絡し、その是正や調査に協力します。

6.当該外国人が待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配します。

7.当該外国人が**待機期間中及び受入期間中に**新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良、濃厚接触者等となった場合には、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させます。また、保健所等からの指示に従います。**さらに、速やかに所属長を通じて、所定の手順により**機関に連絡し対応に協力します。

8.当該外国人に、感染防止対策を徹底させます。（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）

9.検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守させます。

なお、**誓約事項が守られなかった場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機構の名称が公表され得ること、また、機構からの外国人新規入国オンライン申請が以後受け付けられない可能性があることを認識しています。**